

平成十六年法律第二百二十三号

不動産登記法

(明治三十二年法律第二十四号)の全部を改正する。

目次

第一編 不動産登記法
第二章 登記所及び登記官(第六条—第十条)
第三章 登記記録等(第十一条—第十五条)
第四章 登記手続
第一節 総則(第十六条—第二十六条)
第二節 表示に関する登記
第一款 通則(第二十七条—第三十三条)
第二款 土地の表示に関する登記(第三十一条—第四十三条)
第三款 建物の表示に関する登記(第四十条—第五十八条)
第四款 権利に関する登記(第七十七条—二二第七十七条)
第五款 用益権に関する登記(第七十八条—第八十二条)
第六款 担保権等に関する登記(第八十三条—第九十六条)
第七款 仮処分に関する登記(第一百十一条—第一百四十四条)
第八款 官庁又は公署が関与する登記等(第一百五十五条—第一百八十八条)
第五章 登記事項の証明等(第一百十九条—第二十二条)
第六章 筆界特定
第一節 総則(第一百二十三条—第一百三十条)
第二節 筆界特定の手続
第一款 筆界特定の申請(第一百三十一條—三百三十三条)
第二款 筆界の調査等(第一百三十四条—第四百一十一条)
第三節 筆界特定(第一百四十二条—第一百四十五条)
第四節 雜則(第一百四十六条—第一百五十条)
第五节 雜則(第一百五十二条—第一百五十九条)
第六章 罰則
第七章 雜則(第一百五十九条—第一百六十四条)
第八章 罰則(第一百五十九条—第一百六十四条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もつて取引の安全と円滑に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 不動産 土地又は建物をいう。

二 不動産の表示 不動産についての第二十七条第一号、第三号若しくは第四号、第三十四条第一項各号、第四十三条第一項、第四十四条第一項各号又は第五十八条第一項各号に規定する登記事項をいう。

三 表示に関する登記 不動産の表示に関する登記をいう。

四 権利に関する登記 不動産についての次条各号に掲げる権利に関する登記をいう。

五 登記記録 表示に関する登記又は権利に関する登記について、一筆の土地又は一個の建物ごとに第十二条の規定により作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。

六 登記事項 この法律の規定により登記記録として登記すべき事項をいう。

七 表題部 登記記録のうち、表示に関する登記が記録される部分をいう。

八 権利部 登記記録のうち、権利に関する登記が記録される部分をいう。

九 登記簿 登記記録が記録される帳簿であつて、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製するもの

をいう。

十 表題部所有者 所有权の登記がない不動産の登記記録の表題部に、所有者として記録されている者をいう。

十一 登記名義人 登記記録の権利部に、次条各号に掲げる権利について権利者として記録されている者をいう。

十二 登記権利者 権利に関する登記をするこ

とにより、登記上、直接に利益を受ける者といひ、間接に利益を受ける者を除く。

十三 登記義務者 権利に関する登記をするこ

とにより、登記上、直接に不利益を受ける二項及び第一百五条第一号において同じ。)につ

いてする。

一 所有权

二 地上権

三 永小作権

四 地役権

五 先取特权

六 賃權

七 抵當權

八 貸借権

九 採石權

〔採石權〕(昭和二十五年法律第二百九十一号)に規定する採石權をいう。第五十条、第七十条第二項及び第八十二条において同じ。)

〔付記登記〕(権利に関する登記のうち、既にされた権利に関する登記についてする登記であつて、当該既にされた権利に関する登記を変更する登記の前後による。)

十九 地積

〔地積〕一筆の土地の面積であつて、第三十四条第二項の法務省令で定めるものをいう。

二十 表題登記

〔表題登記〕表示に関する登記のうち、当該不動産について表題部に最初にされる登記をいう。

二十一 家屋番号

〔家屋番号〕第四十五条の規定により一個の建物ごとに付す番号をいう。

二十二 区分建物

〔区分建物〕一棟の建物の構造上区分された部分で独立して住居・店舗・事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものであつて、建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。)第二条第三項に規定する専有部分であるもの(区分所有法第二条第二項の規定により共用部分とされたもののを含む。)をいう。

二十三 附屬建物

〔附屬建物〕表題登記がある建物に附属する建物であつて、当該表題登記がある建物と一体のものとして一個の建物として登記されるものをいう。

二十四 抵當証券

〔抵當証券〕(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵當証券をいう。

(登記することができる権利等)

第三条 登記は、不動産の表示又は不動産につ

ての次に掲げる権利の保存等(保存、設定、移転、変更、処分の制限又は消滅をいう。次条第

二項及び第一百五条第一号において同じ。)につ

いてする。

(登記所)

第六条 登記の事務は、不動産の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの

て、登記官が当該代理人から法務省令で定めることにより当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認するために必要な情報の提供を受け、かつ、その内容を相当と認めるとき。

二 当該申請に係る申請情報（委任による代理人のによって申請する場合にあっては、その権限を証する情報）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録について、公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定により公証人の職務を行う法務事務官を含む。）から当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認するために必要な認証がされ、かつ、登記官がその内容を相当と認めるとき。

（登記官による本人確認）

第二十四条 登記官は、登記の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるとときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

（申請の却下）

第二十五条 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申請に係る不動産の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二 申請が登記事項（他の法令の規定により登記記録として登記すべき事項を含む。）以外の事項の登記を目的とするとき。

三 申請に係る登記が既に登記されているとき。

四 申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五 申請情報又はその提供の方法がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。

六 申請情報の内容である不動産又は登記の目的である権利が登記記録と合致しないとき。

七 申請情報の内容である登記義務者（第六十一条、第七十六条の五、第七十七条、第八十条第一項（同条第二項（第九十五条第二項）において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十九条第一項（第九十五条第二項（第九十五条第二項）において準用する場合を含む。）又は第一百十条前段の場合にあっては、登記義務人）の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。

八 申請情報の内容が第六十一条に規定する登記原因を証する情報の内容と合致しないとき。

有者が二人以上であるときはその所有者ごとの持分

四 前二号に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

（職権による表示に関する登記）

五 表示に関する登記は、登記官が、職権

（登記官による調査）

六 登記官は、表示に関する登記について第十八条の規定により申請があつた場合及び前条の規定により職権で登記しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該不動産の表示に関する事項を調査することができ

る。

（第二十九条 表示に関する登記）

七 登記官は、表示に関する登記について第十八条の規定により申請があつた場合及び前条の規定により職権で登記しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該不動産の表示に関する事項を調査することができ

る。

（第二十九条 表示に関する登記）

八 登記官は、表示に関する登記について第十八条の規定により申請があつた場合及び前条の規定により職権で登記しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該不動産の表示に関する事項を調査することができ

る。

（第二十九条 表示に関する登記）

九 第二十二条本文若しくは第六十一条の規定又はこの法律に基づく命令若しくはその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならないものとされている情報が提供されないととき。

十 第二十三条第一項に規定する期間内に同項の申出がないとき。

十一 表示に関する登記の申請に係る不動産の表示が第二十九条の規定による登記官の調査の結果と合致しないとき。

十二 登録免許税を納付しないとき。

十三 前各号に掲げる場合のほか、登記すべきものでないときとして政令で定めるとき。

（政令への委任）

十四 この章に定めるもののはか、申請情報の提供の方針並びに申請情報と併せて提供することが必要な情報及びその提供の方法その他の登記申請の手続に關する必要な事項は、政令で定める。

（第二節 表示に関する登記 第一款 通則）

（表示に関する登記の登記事項）

十五 土地及び建物の表示に関する登記の登記事項は、次のとおりとする。

一 登記原因及びその日付

二 登記の年月日

三 所有权の登記がない不動産（共用部分（区分所有法第六十七条第一項に規定する団地共用部分をいう。以下同じ。）である旨の登記がある建物を除く。）について

四 分所有法第四条第二項に規定する共用部分をいう。（以下同じ。）である旨の登記又は団地の表題部所有者の変更等に関する登記手続（表題部所有者の変更等に関する登記手続）

五 共用部分（区分所有法第六十七条第一項に規定する団地共用部分をいう。以下同じ。）である旨の登記がある建物を除く。）について

六 所有者の氏名又は名称及び住所並びに所

部所有者についての更正の登記は、当該不動産の所有者以外の者は、申請することができない。

二 前項の場合において、当該不動産の所有者は、当該表題部所有者の承諾があるときでなければ、申請することができない。

三 不動産の表題部所有者である共有者の持分についての更正の登記は、当該共有者以外の者は、申請することができない。

四 前項の更新の登記をする共有者は、当該更正の登記によってその持分を更正することとなる他の共有者の承諾があるときでなければ、申請することができない。

（第二款 土地の表示に関する登記）

（土地の表示に関する登記の登記事項）

五 土地の表示に関する登記の登記事項は、第二十七条各号に掲ぐるもののが、次のとおりとする。

一 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字

二 地番

三 地目

四 地積

（第三款 土地の表示に関する登記）

五 土地の表示に関する登記の登記事項は、前項第三号の地目及び同項第四号の地積に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（地番）

六 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域（第三十九条第二項及び第四十一条第二号において「地番区域」といいう。）を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならない。

（土地の表題登記の申請）

七 新たに生じた土地又は表題登記がなされた土地の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。

（地目又は地積の変更の登記の申請）

八 地目又は地積について変更があつたときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更があつた日から一月以内に、当該

地目又は地積に關する変更の登記を申請しなければならない。

（第三十七条 地目又は地積について変更があつた後において、その所有権の移転の登記の手続をするのでなければ、登記することができない）

九 表題部所有者又はその持分についての変更は、当該不動産について所有権の保存の登記をした後において、その所有権の移転の登記の手続をするのでなければ、登記することができない。

（表題部所有者の更正の登記等）

十 不動産の所有者と当該不動産の表題部所有者とが異なる場合においてする当該表題

十一 不動産の所有者と当該不動産の表題部所有者又はその者に係る表題部所有者についての更正の登記又は所有権の登記があつた日から一月以内に、当該地目又は地積に關する変更の登記を申請しなければならない。

表題登記がある建物についての表題部の変更の登記の申請と併せてしなければならない。

前項の場合において、当該区分建物の所有者は、当該表題登記がある建物の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に代わって、当該表題登記がある建物についての表題部の変更の登記を申請することができる。

(合体による登記等の申請)

第四十九条 二以上の建物が合体して一個の建物となつた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該合体の表題登記及び合体前の建物についての建物の表題部の登記の抹消(以下「合体による登記等」と総称する)を申請しなければならない。この場合において、第二号に掲げる場合には、あつては当該表題登記がない建物の所有者、第六号に掲げる場合には、当該表題登記がある建物の登記がある建物を除く。以下の条において同じ。」の表題部所有者、第六号に掲げる場合には、当該表題登記がない建物の所有者及び当該表題登記がある建物の表題部所有者をそれぞれ当該合体後の建物の登記名義人とする所有権の登記を併せて申請しなければならない。

一 合体前の二以上の建物が表題登記がない建物及び表題登記がある建物のみであるとき。

二 合体前の二以上の建物が表題登記がない建物登記がある建物の所有者又は当該名義人

三 合体前の二以上の建物がいずれも表題登記がある建物であるとき。当該建物の表題部所有者

四 合体前の二以上の建物が表題登記がある建物及び所有権の登記がある建物の所有権の登記名義人

五 合体前の二以上の建物がいずれも所有権の登記がある建物であるとき。当該建物の所

ある建物のみであるとき。当該表題登記がない建物の所有者、当該表題登記がある建物の表題部所有者又は当該所有権の登記がある建物の表題部所有者又は当該名義人

の登記の申請と併せてしなければならない。

前項の場合において、当該区分建物の所有者は、当該表題登記がある建物の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に代わって、当該表題登記がある建物についての表題部の変更の登記を申請することができる。

(合体による登記等の申請)

第五十条 登記官は、所有権等(所有権、地上権、永小作権、地役権及び採石権をいう。以下

の登記による権利の消滅の登記)

の登記による権利に係る登記がある建物につ

いて合体による登記等をする場合において、當

該合体による登記が抵当権の登記である場合に

おいて、抵当権利を目的とする第三者の権利に

関する登記がある場合には、当該第三者

が承諾したことを証する情報が併せて提供され

たときに限り。」は、法務省令で定めるところ

により、当該権利が消滅した旨を登記しなけれ

ばならない。

(建物の表題部の変更の登記)

第五十一条 第四十四条第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる登記事項について変

換があつたときは、表題部所有者又は所有権の

登記名義人(共用部分である旨の登記又は団地

共用部分である旨の登記がある場合にあ

つては、所有者)は、当該変換があつた日から

一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記

を申請しなければならない。

前項の登記事項について変更があつた後に表

題部所有者又は所有権の登記名義人となつた者

は、その者に係る表題部所有者についての更正

の登記又は所有権の登記があつた日から一月以

内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請

しなければならない。

第一項の登記事項について変更があつた後に

共用部分である旨の登記又は団地共用部分であ

る旨の登記があつたときは、所有者(前二項の

規定により登記を申請しなければならない者を

除く。)は、共用部分である旨の登記又は団地

共用部分である旨の登記がされた日から一月以

内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請

しなければならない。

第一項各号に掲げる場合において、当該二以

上の建物(同項第六号に掲げる場合にあつて

は、当該三以上の建物)が合体して一個の建物

となつた後に合体前の表題登記がある建物の表

題部所有者又は合体前の所有権の登記がある建

物の登記名義人となつた者は、その者

に係る表題部所有者についての更正の登記又は

所有権の登記があつた日から一月以内に、合体

による登記等を申請しなければならない。

(合体に伴う権利の消滅の登記)

第五十二条 表題登記がある建物(区分建物を除く。)に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつたことにより当該表題登記がある建物が区分建物になつた場合における当該表題登記がある建物についての表題部の変更の登記の申請は、当該新築に係る区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

前項の場合において、当該表題登記がある建

物の表題部所有者又は所有権の登記名義人は、当該新築に係る区分建物の所有者に代わって、当該新築に係る区分建物についての表題登記の申請をしなければならない。

(区分建物となつたことによる建物の表題部の変更の登記)

第五十三条 第二十七条第一号、第二号若しくは

第四号(同号にあつては、法務省令で定めるも

のに限る。)又は第四十四条第一項各号(第二

号及び第六号を除く。)に掲げる登記事項に關

する更正の登記は、表題部所有者又は所有権の登記名義人(共用部分である旨の登記又は団地

登記名義人)が申請することができる。

この款及び第一百八十八条第五項において同じ。)の登記以外の権利に関する登記がある建物につ

いて合体による登記等をする場合において、當

該合体による登記が抵当権の登記である場合に

おいて、抵当権利を目的とする第三者の権利に

関する登記がある場合には、当該第三者

が承諾したことを証する情報が併せて提供され

たときに限り。」は、法務省令で定めるところ

により、当該権利が消滅した旨を登記しなけれ

ばならない。

(建物の表題部の更正の登記)

第五十四条 第二十七条第一号、第二号若しくは

第四号(同号にあつては、法務省令で定めるも

のに限る。)又は第四十四条第一項各号(第二

号及び第六号を除く。)に掲げる登記事項に關

する更正の登記は、表題部所有者又は所有権の登記名義人(共用部分である旨の登記又は団地

登記名義人)が申請することができる。

共用部分である旨の登記がある建物の場合にあつては、所有者)以外の者は、申請することができない。

2 第五十五条第五項及び第六項の規定は、建物が区分建物である場合における同条第五項に規定する登記事項に関する表題部の更正の登記について準用する。

(建物の分割、区分又は合併の登記)

第五十四条 次に掲げる登記は、表題部所有者又は所有権の登記名義人以外の者は、申請することができない。

一 建物の分割の登記 (表題登記がある建物の附属建物を当該表題登記がある建物の登記記録から分割して登記記録上別の一個の建物とする登記をいう。以下同じ。)

二 建物の区分の登記 (表題登記がある建物又は附属建物の部分であつて区分建物に該当するものを登記記録上区分建物とする登記をいふ。以下同じ。)

三 建物の合併の登記 (表題登記がある建物を登記記録上他の表題登記がある建物の附屬建物とする登記又は表題登記がある区分建物を登記記録上これと接続する他の区分建物である表題登記がある建物若しくは附属建物に合併して一個の建物とする登記をいう。以下同じ。)

4 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記又は団地共用部分の分割に関する登記である旨の登記は、所有者以外の者は、申請することができない。

第二項並びに第七十六条第一項において同じ。) 第四十五条の規定は、所有権等の登記以外の権利に関する登記がある建物についての建物の分割の登記又は建物の区分の登記をするときについて準用する。

(特定登記)

第五十五条 登記官は、敷地権付き区分建物(区分建物に関する敷地権の登記がある建物をいふ。第七十三条第一項及び第三項、第七十四条第二項並びに第七十六条第一項において同じ。)のうち特定登記(所有権等の登記以外の権利に関する登記であつて、第七十三条第一項の規定により敷地権についてされた登記としての効力を有するものをいう。以下この条において同じ。)があるものについて、第四十四条第一項第九号の敷地利用権が区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができるものとのなつたことにより敷地権の変更の登記をする場合

において、当該変更の登記の申請情報と併せて特定登記に係る権利の登記名義人(当該特定登記が抵当権の登記である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該抵当証券の所持人又は裏書人を含む)が当該変更の登記後の当該建物又は当該敷地権の目的であつた土地について当該特定登記に係る権利を消滅させることを承諾したことと証する情報が提供されたとき(当該特定登記に係る権利を目的とする第三者的権利に関する登記がある場合にあっては、当該第三者が承諾したことを証する情報を併せて提供されたとき(当該特定登記に係る権利を目的とする第三者的権利に関する登記がある場合にあっては、当該第三者の承諾が併せて提供されたときに限る))は、法務省令で定めるところにより、当該承諾に係る建物又は土地について当該特定登記に係る権利が消滅した旨を登記しなければならない。

2 前項の規定は、特定登記がある建物について敷地権の不存在を原因とする表題部の更正の登記について準用する。この場合において、同項中「第四十四条第一項第九号の敷地利用権が区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができるもの」とするものとし、当該更正の登記と、当該変更の登記とあるのは、「当該更正の登記」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、特定登記がある建物の合併又は合併により当該建物が敷地権のない建物となる場合における合体による登記等又は建物の合併の登記について準用する。この場合において、同項中「第四十四条第一項第九号の敷地利用権が区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができるもの」となつたことにより敷地権の変更の登記とあるのは、「当該合体による合体における合体による登記等又は当該建物の合併の登記」と読み替えるものとする。

4 登記官は、共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記をするときは、職権で、当該建物について表題部所有者の登記又は権利に関する登記を抹消しなければならない。

5 第一項各号に掲げる登記事項についての変更の登記とあるのは、「敷地権の不存在を原因とする表題部の更正の登記」と、「当該変更の登記」とあるのは、「当該更正の登記」と読み替えるものとする。

6 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物について共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記を抹消しなければならない。

7 前項の規約を廃止した後に当該建物の所有権を得た者は、その所有権の取得の日から一月以内に、当該建物の表題登記を申請しなければならない。

第五十七条 建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人(共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の登記を除く。)の建物の合併の登記(建物の滅失の登記の申請)

第五十八条 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記に係る建物の表示に関する登記の登記事項は、第二十七條各号(第三号を除く。)及び第四十四条第一項各号(第六号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 共用部分である旨の登記にあつては、当該建物以外の一棟の建物に属する建物の区分の登記の目的

二 団地共用部分である建物の登記にあつては、当該団地共用部分を共用すべき者の所有する建物(当該建物が区分建物であるときは、当該建物が属する一棟の建物)

三 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記は、当該共用部分である旨の登記の登記の目的

四 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記は、当該共用部分である旨の登記の登記の目的

五 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記は、当該共用部分である旨の登記の登記の目的

六 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記は、当該共用部分である旨の登記の登記の目的

七 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記は、当該共用部分である旨の登記の登記の目的

第五十九条 権利に関する登記事項は、次のとおりとする。

一 登記の目的

二 申請の受付の年月日及び受付番号

三 登記の原因及びその日付

四 登記に係る権利の権利者の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは、当該権利の登記名義人ごとの持分

五 登記の目的である権利の消滅に関する定めがあるときは、その定め

六 共有物分割禁止の定め(共有物若しくは所有権以外の財産権について民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六条第一項た

だし書（同法第一百六十四条において準用する場合を含む。）若しくは第九百八条第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同条第一項の規定により被相続人が遺言で共有物若しくは所有権以外の財産權について分割を禁止した場合における共有物若しくは所有権以外の財産權の分割を禁止する定め又は同条第四項の規定により家庭裁判所が遺產である共有物若しくは所有権以外の財產權についてした分割を禁止する審判をいふ。第六十五条において同じ。）があるときは、その定め

七 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請した者（以下「代位者」という。）があるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因八 第二号に掲げるもののほか、権利の順位を明らかにするために必要な事項として法務省令で定めるもの（共同申請）

第六十条 権利に関する登記の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならない。（登記原因証明情報の提供）

第六十一条 権利に関する登記を申請する場合は、申請人は、法令に別段の定めがある場合を除き、その申請情報と併せて登記原因を証する（一般承継人による申請）

第六十二条 登記権利者、登記義務者又は登記名義人が権利に関する登記の申請人となることができる場合において、当該登記権利者、登記義務者は登記名義人について相続その他の一般承継があつたときは、相続人の一般承継人は、当該権利に関する登記を申請することができる。（判決による登記等）

第六十三条 第六十条、第六十五条又は第八十九条第一項（同条第二項（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、これらの規定により申請を共同してしなければならない者の一方に登記手続をすべきことを命ずる確定判決による登記は、当該申請を共同してしなければならない者の他方が単独で申請することができる。

2 相続又は法人の合併による権利の移転の登記は、登記権利者が単独で申請することができ

3 遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）による登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等）

4 第六十四条 登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、登記名義人が単独で申請することができる。

2 抵当証券が発行されている場合における債務者の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、債務者が単独で申請することができる。

（共有物分割禁止の定めの登記）

第六十五条 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記の申請は、当該権利の共有者であるすべての登記名義人が共同してしなければならない。

（権利の変更の登記又は更正の登記）

第六十六条 権利の変更の登記又は更正の登記は、登記上の利害関係を有する第三者（権利の変更の登記又は更正の登記につき利害関係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下この条において同じ。）の承諾がある場合及び当該第三者がない場合に限り、付記登記によつてすることができる。

（登記の抹消）

第六十七条 登記官は、権利に関する登記に誤謬又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を登記権利者及び登記義務者（登記権利者及び登記義務者がない場合は裏書人を含む。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。ただし、登記権利者、登記義務者又は登記名義人、第三項及び第七十一条第一項において同じ。）に通知しなければならない。たゞそれ二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

（登記の抹消）

第六十八条 権利に関する登記の抹消は、登記上の利害関係を有する第三者（当該登記の抹消により生じた損害の全額に相当する金銭）を提供したときは、第六十条の規定にかかるわらず、当該登記権利者は、単独でそれらの権利に関する登記の抹消を申請することができる。

（登記の抹消）

第六十九条 権利が人の死亡又は法人の解散によって消滅する旨が登記されている場合において、当該権利がその死亡又は解散によつて消滅したときは、第六十条の規定にかかるわらず、登記権利者は、単独で当該権利に係る権利に関する登記の抹消を申請することができる。

（買戻しの特約に関する登記の抹消）

第七十条 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在が知れないと申請をするべき者の所在が知れなためその者と共同して権利に関する登記の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法（平成一十三年法律第五十一号）第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

（除権決定による登記の抹消等）

第七十一条 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をするべき者の所在が知れないと申請をするべき者の所在が知れなためその者と共同して権利に関する登記の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法（平成一十三年法律第五十一号）第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

（職権による登記の抹消）

第七十二条 登記官は、権利に関する登記を完了した後に当該登記が第二十五条第一号から第三号まで又は第十三号に該当することを発見したときは、登記権利者及び登記義務者並びに登記上の利害関係を有する第三者に対し、一月以内の期間を定め、当該登記の抹消について異議のある者がその期間内に書面で異議を述べないとときは、当該登記を抹消する旨を通知しなければならない。

（登記官による登記の抹消）

第七十三条 登記官は、通知を受けるべき者の住所又は居所が知れないときは、法務省令で定めるところにより、前項の通知に代えて、通知をすべき内容を公告しなければならない。

（登記官による登記の抹消）

第七十四条 登記官は、第一項の異議を述べた者がある場合において、当該異議に理由がないと認めるとときは、決定で当該異議を却下し、当該異議に理由があると認めるときは決定でその旨を宣言し、かつ、当該異議を述べた者に通知しなければならない。

（登記官による登記の抹消）

第七十五条 登記官は、第一項の異議を述べた者がないとき、又は前項の規定により当該異議を却下したときは、職権で、第一項に規定する登記を抹消することができる。

（登記官による登記の抹消）

(抹消された登記の回復)
第七十二条 抹消された登記（権利に関する登記等）に限る。)の回復は、登記上の利害関係を有する第三者（当該登記の回復につき利害関係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下この条において同じ。）がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる。

第七十三条 敷地権付き区分建物についての所有権又は担保権（一般の先取特権、質権又は抵当権をいう。以下この条において同じ。）に係る権利に関する登記は、第四十六条の規定により敷地権付き区分建物に関する登記等）敷地権付き区分建物についての所有権又は抵当権を有する場合若しくは質権若しくは抵当権を有する場合若しくは質権を有する。ただし、次に掲げる登記は、この限りでない。

一 敷地権付き区分建物についての所有権又は担保権に係る権利に関する登記であって、区分建物に関する敷地権の登記をする前に登記されたもの（担保権に係る権利に関する登記にあっては、当該登記の目的等（登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付をいう。以下この号において同じ。）が当該敷地権となつた土地の権利についてされた担保権に係る権利に関する登記の目的等と同一であるものを除く。）

二 敷地権付き区分建物についての所有権に係る登記であつて、区分建物に関する敷地権が生ずる前に生じたものの登記をした後に登記されたものであり、かつ、その登記原因が当該建物の当該敷地権に当該敷地権が生ずる前に生じたものと同一である登記をした後に登記されたものである。）、

三 敷地権付き区分建物についての質権又は抵当権に係る権利に関する登記であつて、区分建物に関する敷地権の登記をした後に登記されたものであり、かつ、その登記原因が当該建物の当該敷地権が生ずる前に生じたものと同一である登記をした後に登記されたものである。

2 第四十六条の規定により敷地権である旨の登記をした土地には、敷地権の移転の登記又は敷地権を目的とする担保権に係る権利に関する登記をすることができない。ただし、当該土地が敷地権の目的となつた後にその登記原因が生じたものは、この限りでない。たゞ、敷地権に係る権利に関する登記であつて当該土地が敷地権の目的となる前にその登記原因が生じたものは、この限りでない。

3 敷地権付き区分建物には、当該建物のみの所有権の移転を登記原因とする所有権の登記又は当該建物のみを目的とする担保権に係る権利に関する登記をすることができない。ただし、当該建物の敷地権が生じた後にその登記原因が生じたもの（分離処分禁止の場合を除く。）又は当該建物のみの所有権についての仮登記若しくは抵当権に係る権利に関する登記であつて当該建物の敷地権が生ずる前にその登記原因が生じたもの（分離処分禁止の場合を除く。）又は当該建物のみの所有権についての仮登記若しくは抵当権若しくは質権若しくは抵当権を有する。ただし、当該敷地権の登記名義人の承諾を得なければならない。（表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記）

2 第四十六条の規定により敷地権である旨の登記をした土地には、敷地権の移転の登記又は敷地権を目的とする担保権に係る権利に関する登記をすることができない。たゞ、敷地権に係る権利に関する登記であつて当該土地が敷地権の目的となる前にその登記原因が生じたものは、この限りでない。

3 敷地権付き区分建物についての仮登記若しくは質権若しくは抵当権に係る権利に関する登記をすることができない。ただし、当該建物が敷地権に係る権利に関する登記であつて当該建物の登記原因が生じたものは、この限りでない。

2 区分建物にあつては、表題部所有者から所有権を取得した者も、前項の登記を申請することができる。この場合において、当該建物が敷地権に係る権利に関する登記であつて当該土地が敷地権に係る権利に関する登記であつて当該土地が敷地権の目的となる前にその登記原因が生じたものは、この限りでない。

3 前二項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、当該各項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

（相続人である旨の申出等）

第七十六条の三 前条第一項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出ることができる。

2 第七十五条 登記官は、前条第一項第二号又は第三号に掲げる者の申請に基づいて表題登記がない不動産について所有権の保存の登記をするときは、当該不動産に関する不動産の表示のうち法務省令で定めるものを登記しなければならない。

（所有権の保存の登記の登記事項）

第七十三条の二 所有権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるものほか、次のとおりとする。

一 所有権の登記名義人が法人であるときは、会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）その他の特定の法人を識別するため必要な事項として法務省令で定めることとする。

二 所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先となる者の氏名又は名称及び住所その他において連絡先に関する事項として法務省令で定めるもの。

三 前項各号に掲げる登記事項についての登記に關し必要な事項は、法務省令で定める。

2 登記官は、所有権の登記がない不動産について嘱託により所有権の処分の制限の登記をするときは、職権で、所有権の保存の登記をしなければならない。

3 前条の規定は、表題登記がない不動産について嘱託により所有権の処分の制限の登記をする場合について準用する。

（相続等による所有権の移転の登記の申請）

第七十六条の二 所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があつたことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを見つめた日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。（相続人に対する遺贈に限る。）により所有権を取得した者も、同様とする。

2 前項前段の規定により算定した相続分に応じてされたものに限る。次条第四項において同じ。）がされた後に遺産の分割があつたときは、当該遺産の分割によって当該相続分を超えて所有権を取得した者は、当該遺産の分割の日から

2 第七十四条 所有権の保存の登記は、次に掲げる者以外の者は、申請することができない。
一 表題部所有者又はその相続人その他の一般認された者

部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができる場合（以下この条において「分離処分禁止の場合」といふ。）を除く。）

三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

（相続人である旨の申出等）

2 前二項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、当該各項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

（相続人である旨の申出等）

第七十六条の三 前条第一項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出ることができる。

2 前条第一項に規定する期間内に前項の規定による申出をした者は、同条第一項に規定する所有権の取得（当該申出の前にされた遺産の分割によるものを除く。）に係る所有権の移転の登記を申請する義務を履行したものとみなす。

（登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項を申請する義務を履行したものとみなす。）
3 登記官は、第一項の規定による申出をしたときは、職権で、その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項を申請する義務を履行したものとみなす。

（登記官は、第一項の規定による申出をしたときは、職権で、その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項を申請する義務を履行したものとみなす。）
3 前条第一項前段の規定による登記がされた後

に当該遺産の分割によつて所有権を取得したときを除く。）は、当該遺産の分割の日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

5 前項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、同項の規定による登記がされた場合は、適用しない。

6 第一項の規定による申出の手続及び第三項の規定による登記に關し必要な事項は、法務省令で定める。

（所有権の登記名義人についての符号の表示）

第七十六条の四 登記官は、所有権の登記名義人（法務省令で定めるものに限る。）が権利能力を有しないこととなつたと認めべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、当該所有権の登記名義人についてその旨を示す符号を表示することができます。

（所有権の登記名義人の氏名等の変更の登記の申請）

第七十六条の五 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があつたときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があ

つた日から二年以内に、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記を申請しなければならない。

（職権による氏名等の変更の登記）

第七十六条の六 登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更がなされたと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるとき有限。(所有権の登記の抹消)

第七十七条 所有権の登記の抹消は、所有権の移転の登記がない場合に限り、所有権の登記名義人が単独で申請することができる。

第三款 用益権に関する登記

(地上権の登記の登記事項) 地上権の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 地上権設定の目的
一 地代又はその支払時期の定めがあるときは、その定め

三 存続期間又は借地借家法 (平成三年法律第十九号) 第二十二条第一項前段若しくは第二十三条第一項若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成二十五年法律第六十一号) 第七条第一項の定めがあるときは、その定め

四 地上権設定の目的が借地借家法第二十三条规定する地上権の設定にあっては、その目的であるときは、その旨

五 民法第二百六十九条の二第一項前段に規定する民法第二百六十九条の二第一項に規定するときには、その旨

四 存続期間又は借地借家法第二十三条规定する地上権の設定にあっては、その目的であるときは、その旨

五 民法第二百七十二条ただし書の定めがあるときは、その定め

(永小作権の登記の登記事項) 永小作権の登記事項は、第五十九条各号に掲げるものほか、次のとおりとする。

一 小作料
二 存続期間又は小作料の支払時期の定めがあるときは、その定め

三 民法第二百七十二条ただし書の定めがあるときは、その定め

四 前二号に規定するもののほか、永小作人の権利又は義務に関する定めがあるときは、その定め

(地役権の登記の登記事項等)

第八十条 承役地(民法第二百八十五条第一項に規定する承役地をいう。以下この条において同じ。)についてする地役権の登記の登記事項は、

第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 要役地(民法第二百八十五条第一項に規定する要役地をいう。以下この条において同じ。)

二 地役権設定の目的及び範囲
一 要役地(民法第二百八十五条第一項に規定する要役地をいう。以下この条において同じ。)

三 民法第二百八十五条第一項ただし書の別段の定め又は同法第二百八十六条の定めがあるときは、その定め

四 前項の登記においては、第五十九条第四号の規定にかかわらず、地役権者の氏名又は名称及び住所を登記することを要しない。

三 要役地に所有権の登記がないときは、承役地に地役権の設定の登記をすることができない。

四 登記官は、承役地に地役権の設定の登記をしたときは、要役地について、職権で、法務省令で定める事項を登記しなければならない。

(賃借権の登記等の登記事項) (賃借権の登記等の登記事項)

第八十五条 先取権、質権若しくは転質又は抵当権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

第四款 担保権等に関する登記

(担保権の登記の登記事項) (担保権の登記の登記事項)

第一項 一般の担保権の登記
一 賃料

二 存続期間又は賃料の支払時期の定めがあるときは、その定め

三 賃借権の譲渡又は賃借物の転貸を許す旨の定めがあるときは、その定め

四 敷金があるときは、その定め

五 賃貸人が財産の処分につき行為能力の制限を受けた者又は財産の処分の権限を有しない者であるときは、その旨

六 土地の賃借権設定の目的が建物の所有であるときは、その旨

七 前号に規定する場合において建物が借地借家法第二十三条第一項又は第二項に規定する

八 借地借家法第二十二条第一項前段、第二十一条第一項、第三十八条第一項前段若しくは第五十九条第一項、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)

九 不動産工事の先取特権の保存の登記
(不動産工事の先取特権の保存の登記)

一 建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記

二 建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記

三 建物の新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記

(配偶者居住権の登記の登記事項)

第八十一条の二 配偶者居住権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 存続期間
一 第三者に居住建物(民法第十二十八条第一項に規定する居住建物をいう。)の使用又は収益をさせることを許す旨の定めがあるときは、その定め

二 第三者に居住建物(民法第十二十八条第一項に規定する居住建物をいう。)の使用又は収益をさせることを許す旨の定めがあるときは、その定め

(採石権の登記の登記事項)

第八十二条 採石権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 存続期間

二 第三者に居住建物(民法第十二十八条第一項に規定する居住建物をいう。)の使用又は収益をさせることを許す旨の定めがあるときは、その定め

(採石権の登記の登記事項)

第八十三条 第一項各号(第三号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 登記義務者の氏名又は名称及び住所
一 新築する建物並びに当該建物の種類、構造及び床面積は設計書による旨

二 前項第一号の規定は、所有権の登記がある建物の附属建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記について準用する。

(建物の建築が完了した場合の登記)

第八十四条 抵当権(根抵当権(民法第三百九十八条の二第一項の規定による抵当権をいう。以下同じ。)を除く。)の登記の登記事項は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号に掲げる

一 の目的となる権利を目的とする

二 債務者の氏名又は名称及び住所

三 所有権以外の権利を目的とするときは、その債権額(一定の金額を目的としない債権についての、その価額)

四 二以上の不動産に関する権利を目的とするときは、当該二以上の不動産及び当該権利

五 外国通貨で第一号の債権額を指定した債権を担保する質権若しくは転質又は抵当権の登記にあっては、本邦通貨で表示した担保限度額

六 登記官は、前項第四号に掲げる事項を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、共同担保目録を作成することができる。

(債権の一部譲渡による担保権の移転の登記等の登記事項)

第八十五条 債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における先取特権、質権若しくは転質又は抵当権の移転の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額とする。

(不動産工事の先取特権の保存の登記)

第八十六条 建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記

一 建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記

二 建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記

三 建物の新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記

四 不動産工事の先取特権の保存の登記

五 建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記

六 前号の定めがある場合において元本又は利息の弁済期又は支払場所の定めがあるときは、その定め

七 根抵当権の登記の登記事項は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号(第一号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

建物の所有者となるべき者を登記義務者とみなす。この場合においては、第二十二条本文の規定は、適用しない。

一 新築する建物並びに当該建物の種類、構造及び床面積は設計書による旨

一 第二十二条本文の規定は、所有権の登記がある建物の附属建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記について準用する。

一 前項第一号の規定は、所有権の登記がある建物の附属建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記について準用する。

一 第二十二条本文の規定は、所有権の登記がある建物の附属建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の保存の登記について準用する。

いこととなつた場合における信託の登記の抹消の申請は、当該権利の移転の登記若しくは変更の登記又は当該権利の登記の抹消の申請と同時にしなければならない。

2 信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請することができる。（権利の変更の登記等の特則）

第一百四条の二 信託の併合又は分割により不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該権利に係る当該一の信託についての信託の登記の抹消及び当該他の信託についての信託の登記の申請は、信託の併合又は分割による権利の変更の登記の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により不動産に関する権利が同一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となつた場合も、同様とする。

2 信託財産に属する不動産についてする次の表の上欄に掲げる場合における権利の変更の登記（第九十八条第三項の登記を除く。）については、同表の中欄に掲げる者を登記権利者とし、同表の下欄に掲げる者を登記義務者とする。この場合において、受益者（信託管理人がある場合にあっては、信託管理人。以下この項において同じ。）については、第二十二条本文の規定は、適用しない。

一 不動産に関する権利が固有財受益者受託者	2 前項の申立てをするときは、仮登記の原因となる事実を疎明しなければならない。
二 不動産に関する権利が信託財産に属する財産となつた場合	3 第一項の申立てに係る事件は、不動産の所在
三 不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託の信託に属する財産となつた場合	4 即時抗告をすることができる。
四 不動産に関する権利が当該他の信託の信託の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託の信託の信託に属する財産となつた場合	5 非訟事件手続法第二条及び第二編（同法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第五十五条、第六十六条第一項及び第二項並びに第七十二条を除く。）の規定は、前項の即時抗告について準用する。

（仮登記）

第六款 仮登記

第一百五条 仮登記は、次に掲げる場合にすることができる。

一 第三条各号に掲げる権利について保存等があつた場合において、当該保存等に係る登記の申請をするために登記所に対し提供しなければならない情報であつて、第二十五条第九

号の申請情報と併せて提供しなければならないものとされているもののうち法務省令で定めるものを提供することができないとき。

二 第三条各号に掲げる権利の設定、移転、変更又は消滅に関して請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することができないもの）を保全しようとするとき。

第一百六条 仮登記に基づく本登記の順位（仮登記に基づく本登記の順位）

第一百七条 仮登記に基づく本登記の順位（公売処分による登記）

号の申請情報と併せて提供しなければならないものとされているもののうち法務省令で定めるものを提供することができないとき。

第一百八条 仮登記の抹消は、第六十条の規定にかかるままである（假登記の抹消）

（处分禁止の登記の抹消）

2 登記官は、前項の規定による申請に基づいて登記をするときは、職権で、同項の第三者の権利に関する登記を抹消しなければならない。

第一百九条 所有权に関する仮登記に基づく本登記は、登記上の利害関係を有する第三者（本登記につき利害関係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下この条において同じ。）がある場合には、当該第三者的承諾があるときにのみ登記とともにした処分禁止の登記に後れる。

（公売処分による登記）

第一百十一条 仮登記の抹消は、第六十条の規定にかかるままである（假登記の抹消）

（公売処分による登記）

第一百十二条 保全仮登記に基づいて本登記をした場合は、当該本登記の順位は、当該保全仮登記の順位による。

第一百十三条 不動産の使用又は収益をする権利についての登記（仮登記に基づく本登記）

第一百十四条 登記官は、保全仮登記に基づいて本登記をした後、当該保全仮登記に係る仮処分の債権者が本登記を申請する場合においては、当該債権者は、所有権以外の不動産の使用若しくは収益をする権利又は当該権利を目的とする権利に関する登記であつて当該保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れる。

第一百十五条 官庁又は公署は、公売処分をした場合において、登記権利者の請求があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を登記所に嘱託しなければならない。

第一百十六条 国又は地方公共団体が登記権利者と事保全法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登記がされた後、当該処分禁止の登記に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登記義務者とする当該権利の移転又は消滅に関し登記（仮登記を除く。）を申請する場合について準用することができる。

前項の規定は、所有権以外の権利について民事保全法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登記がされた後、当該処分禁止の登記に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登記義務者とする当該権利の移転又は消滅に関し登記（仮登記を除く。）を申請する場合について準用することができる。

第一百十七条 登記官は、官庁又は公署が登記権利者（登記をすることによって登記義務者となる権利者に限る。以下この条において同じ。）のためにした登記の嘱託に基づいて登記を完了したときは、速やかに、当該登記権利者のために登記記を登記所に嘱託しなければならない。

第一百十八条 不動産の収用による所有権の移転の登記は、第六十条の規定にかかるままである（收用による登記）

第一百十九条 不動産の使用又は収益をする権利についての登記（仮登記に基づく本登記）

第一百二十条 登記官は、保全仮登記に基づいて本登記をした後、当該保全仮登記に係る仮処分の債権者が本登記を申請する場合においては、当該債権者は、所有権以外の不動産の使用若しくは収益をする権利又は当該権利を目的とする権利に関する登記であつて当該保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れる。

第一百二十一条 不動産の使用又は収益をする権利についての登記（公売処分による登記）

第一百二十二条 不動産の使用又は収益をする権利についての登記（公売処分による登記）

第一百二十三条 不動産の使用又は収益をする権利についての登記（公売処分による登記）

- 4 土地の収用による権利の移転の登記を申請する場合には、該収用により消滅した権利又は失効した差押え、仮差押え若しくは仮処分に関する登記を指定しなければならない。この場合において、権利の移転の登記をするときは、登記官は、職権で、当該指定に係る登記を抹消しなければならない。
- 5 登記官は、建物の収用による所有権の移転の登記をするときは、職権で、当該建物を目的とする登記を抹消しなければならない。
- 6 登記官は、第一項の登記をするときは、職権で、裁決手続開始の登記を抹消しなければならない。

第五章 登記事項の証明等

- (登記事項証明書の交付等)
- 第一百十九条** 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面(以下「登記事項証明書」という)の交付を請求することができる。

- 2 登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面(以下「登記事項証明書」という)の交付を請求することができる。

- 3 前二項の交付の請求は、法務大臣の指定する登記所の登記官に対し、法務省令で定めるところにより、することができる。

- 4 前二項第三項及び第四項の規定は、所有不動産記録証明書の手数料について準用する。

- (地図の写しの交付等)
- 5 第百十九条第三項から第五項までの規定は、前項の規定にかかる登記簿の附属書類について準用する。

- 6 第一項及び第二項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

- 7 第一項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、請求に係る不動産の所在地を管轄する登記所以外の登記所の登記官に対しててもすることができる。

- 8 登記官は、第一項及び第二項の規定にかかるもので、登記記録に記録されている者(自然人であるものに限る)の住所が明らかにされるごとに、人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして法務省令で定める場合において、その者からの申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、第一項及び第二項に規定する各書面に当該住所に代わるものとして法務省令で定めた登記所の登記官に対して記載しなければならない。

- 2 登記簿の附屬書類のうち前項の団面(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。)の閲覧を請求することができます。

- 3 対象土地 筆界特定の対象となる筆界で相互に隣接する一筆の土地及び他の土地をい

- 4 関係土地 対象土地以外の土地(表題登記がない土地を含む。)であつて、筆界特定の対象となる筆界上の点を含む他の筆界で対象土地の一方又は双方と接するものをい

(所有不動産記録証明書の交付等)

第一百十九条の二 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、自らが所有権の登記名義人(これを準ずる者として法務省令で定めるものを含む。)として記録されている不動産に係る登記記録に記録されている事項のうち法務省令で定めたもの(記録がないときは、その旨)を証明した書面(以下この条において「所有不動産記録証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、手数料を納付して、被承継人に係る所有不動産記録証明書の交付を請求することができる。

3 前二項の交付の請求は、法務大臣の指定する登記所の登記官に対し、手数料を納付して、法務省令で定めるところにより、することができる。

4 前項の規定にかかる登記簿の附屬書類は、登記簿、地図、建物所在図又は地図に準ずる図面(以下この条において「地図等」という。)の全部又は一部の写し(地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付を請求することができる。

5 第百十九条第三項から第五項までの規定は、前項の規定にかかる登記簿の附屬書類について準用する。

6 第二項及び第三項の規定は、筆界特定の事務について準用する。この場合において、同条第二項中「不動産」とあるのは「対象土地」と、「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と、「法務局若しくは地方法務局」とあるのは「法務局」と、同条第三項中「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と読み替えるものとする。

第六章 筆界特定

- 第一百二十二条** この法律に定めるもののほか、登記簿、地図、建物所在図及び地図に準ずる図面並びに登記簿の附屬書類(第百五十四条及び第百五十五条において「登記簿等」という。)の全部又は一部の写し(地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付を請求することができる。

- 第一百二十三条** この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (定義)

- 第一節 総則**

- 1 筆界 表題登記がある一筆の土地(以下単に「一筆の土地」という。)とこれに隣接する他の土地(表題登記がない土地を含む。以下同じ。)との間ににおいて、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をい

- う。

- 2 筆界特定 一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、この章の定めるところにより、筆界の現地における位置を特定するこ

- と(その位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定すること)をい

- う。

- 3 第一百十九条第三項から第五項までの規定は、前項の規定にかかる登記簿の附屬書類の写しの交付等

- が能够する。

- 4 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、

5 所有権登記名義人等 所有権の登記がある一筆の土地にあっては所有権の登記名義人、所有権の登記がない一筆の土地にあっては表題部所有者、表題登記がない土地にあっては所有者をいい、所有権の登記名義人又は表題登記に記録されている事項のうち法務省令で定めたもの(記録がないときは、その旨)を証明した書面(以下この条において「所有不動産記録証明書」という。)の交付を請求することができる。

6 第二項第二項及び第三項の規定は、筆界特定の事務について準用する。この場合において、同条第二項中「不動産」とあるのは「対象土地」と、「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と、「法務局若しくは地方法務局」とあるのは「法務局」と、同条第三項中「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と読み替えるものとする。

(筆界特定の事務)

第一百二十四条 筆界特定の事務は、対象土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局がつかさどる。

2 第二項第二項及び第三項の規定は、筆界特定の事務について準用する。この場合において、同条第二項中「不動産」とあるのは「対象土地」と、「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と、「法務局若しくは地方法務局」とあるのは「法務局」と、同条第三項中「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と読み替えるものとする。

(筆界特定登記官)

第一百二十五条 筆界特定は、筆界特定登記官(登記官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ。)が行う。

2 第二項第二項及び第三項の規定は、筆界特定登記官が次のが号のいずれかに該当する者であるときは、当該筆界特定登記官は、対象土地について筆界特定を行うことができる。

(筆界特定登記官の除斥)

第一百二十六条 筆界特定登記官が次のが号のいずれかに該当する者であるときは、当該筆界特定登記官は、対象土地について筆界特定を行ふことができない。

(筆界特定登記官の除斥)

1 対象土地 又は関係土地のうちいずれかの土地の所有権の登記名義人(仮登記の登記名義人を含む。以下同じ。)のうち政令で定める範囲内に登記された四親等内の親族(配偶者又は四親等内の親族である者を含む。以下この号において同じ。)の登記名義人若しくは当該権利を有する者を含む。以下この号において同じ。)

2 前号に掲げる者の配偶者又は四親等内の親族(配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。次号において同じ。)

3 第一号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。)又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者若しくは四親等内の親族を含む。次号において同じ。)

4 2人以上を登記する者は、前号に掲げる者の配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。

5 第二項第一号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。)又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者若しくは四親等内の親族を含む。次号において同じ。)

6 第二項第二号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。)又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者若しくは四親等内の親族を含む。次号において同じ。)

7 第二項第三号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。)又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者若しくは四親等内の親族を含む。次号において同じ。)

8 第二項第四号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。)又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者若しくは四親等内の親族を含む。次号において同じ。)

9 第二項第五号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。)又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者若しくは四親等内の親族を含む。次号において同じ。)

10 第二項第六号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。)又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者若しくは四親等内の親族を含む。次号において同じ。)

11 第二項第七号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。)又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者若しくは四親等内の親族を含む。次号において同じ。)

12 第二項第八号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。)又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者若しくは四親等内の親族を含む。次号において同じ。)

13 第二項第九号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。)又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者若しくは四親等内の親族を含む。次号において同じ。)

14 第二項第十号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。)又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者若しくは四親等内の親族を含む。次号において同じ。)

(筆界調査委員)

第一百二十七条 法務局及び地方法務局に、筆界特定について必要な事実の調査を行い、筆界特定登記官に意見を提出させるため、筆界調査委員若干人を置く。

5 4 3 筆界調査委員の任期は、二年とする。
筆界調査委員は、再任されることができる。
筆界調査委員は、非常勤とする。
(筆界調査委員の欠格事由)

第百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、筆界調査委員となることができない。
一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
二 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)、司法書士法(昭和二十五年法律第二百九十七号)又は土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名又は司法書士若しくは土地家屋調査士の業務の禁止の处分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの
三 公務員で懲戒免職の処分を受け、その处分の日から三年を経過しない者
四 筆界調査委員が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当然失職する。

(筆界調査委員の解任)
第百二十九条 法務局又は地方法務局の長は、筆界調査委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その筆界調査委員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反その他筆界調査委員たるに適しない非行があると認められるとき。
(標準処理期間)
第百三十一条 法務局又は地方法務局の長は、筆界特定登記官が筆界特定登記官が筆界特定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、法務局又は地方法務局における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

2 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等は、筆界特定登記官に対し、当該土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができる。
2 筆界調査委員の任期は、二年とする。
3 筆界調査委員は、再任されることができる。
4 筆界調査委員は、非常勤とする。
(筆界調査委員の指定等)

第二節 筆界特定の手続

第一款 筆界特定の申請

第百三十二条 土地の所有権登記名義人等は、筆界特定登記官に対し、当該土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができる。
2 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、筆界特定登記官に対し、当該対象

土地の筆界(第十四条第一項の地図に表示されないものに限る)について、筆界特定の申請をすることができる。

3 筆界特定の申請は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申請の趣旨

二 筆界特定の申請人の氏名又は名称及び住所

三 対象土地に係る第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(表題登記がない土地にあっては、同項第一号に掲げる事項)

四 対象土地について筆界特定を必要とする理由

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

4 筆界特定の申請人は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。
5 第十八条の規定は、筆界特定の申請について準用する。この場合において、同条中「不動産」を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報(以下「申請情報」という。)とあるのは、「法務局又は地方法務局」と、同条第三号中「申請情報」とあるのは、「筆界特定申請情報」と読み替えるものとする。
(申請の却下)
第百三十三条 筆界特定の申請があつたときは、筆界特定登記官は、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、その旨を次に掲げる者(以下「関係人」という。)に通知しなければならない。ただし、前条第一項の規定により当該申請を却下すべき場合は、この限りでない。
一 対象土地の所有権登記名義人等であつて筆界特定の申請人以外のもの
二 関係土地の所有権登記名義人等

2 前項本文の場合において、関係人の所在が判明しないときは、同項本文の規定による通知を、次に掲げる事項を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を対象土地の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局の掲示場に掲示し、又は当該事項を法務局の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことが能够である。
(筆界調査委員による事実の調査)
第百三十五条 筆界調査委員は、前条第一項の規定による指定を受けたときは、対象土地又は関係土地その他の土地の測量又は実地調査をすることがある。
1 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

3 第百三十六条 筆界調査委員は、前項の事実の調査に当たつては、筆界特定が対象土地の所有権の境界の特定を目的とするものでないことに留意しなければならない。

4 筆界調査委員は、前項の事実の調査に当たつては、筆界特定が対象土地の所有権の境界の特定を目的とするものでないことに留意しなければならない。

2 筆界調査委員は、前項の事実の調査に当たつては、筆界特定が対象土地の所有権の境界の特定を目的とするものでないことに留意しなければならない。

3 第百三十七条 筆界調査委員が対象土地又は関係土地その他の土地の測量及び実地調査(立入調査)

2 第百三十三条第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

六 対象土地の筆界について、既に民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判断(訴えを不適法として却下したもの)を除く。第百四十八条において同じ。)が確定しているとき。

七 対象土地の筆界について、既に筆界特定登記官による筆界特定がされているとき。ただし、対象土地について更に筆界特定をする特段の必要があると認められる場合を除く。

八 手数料を納付しないとき。

九 第百四十六条第五項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないとき。

10 前項の規定による筆界特定の申請の却下は、登記官の処分とみなす。

11

たときは、対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査を行なうべき筆界調査委員を指定しなければならない。

12 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の筆界調査委員に指定することができない。

13

地の測量又は実地調査を行ふ場合において、必要があると認めるときは、その必要の限度において、筆界調査委員又は第百三十四条第四項の職員（以下この条において「筆界調査委員等」という。）に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 法務局又は地方法務局の長は、前項の規定により筆界調査委員等を他人の土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合には、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項の規定による立入りによって損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

7 (関係行政機関等に対する協力依頼) 第百三十八条 法務局又は地方法務局の長は、筆界特定のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私との団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(意見又は資料の提出)

2 筆界特定の申請人及び関係人は、筆界特定登記官が意見又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 前項の規定による意見又は資料の提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて

法務省令で定めるものをいう。）により行うことができる。

(意見聴取等の期日)

第一百四十条 (筆界特定の申請があつたときは、筆界特定登記官は、第一項本文の規定による公告をした時から筆界特定をするまでの間に、筆界特定の申請人及び関係人に對し、あらかじめ期日及び場所を通知して、対象土地の筆界について、意見を述べ、又は資料（電磁的記録を含む。）を提出する機会を与えることとする。)

(筆界特定)

2 筆界特定登記官は、前項の期日において、適切と認める者に、参考人としてその知つている事実を陳述させることができる。

3 筆界特定登記官は、第一項の期日に立ち会うものとする。この場合において、筆界調査委員は、筆界特定登記官の許可を得て、筆界特定の申請人若しくは関係人又は参考人に對し質問を發することができる。

4 筆界特定登記官は、第一項の期日の経過を記載した調書を作成し、当該調書において当該日における筆界特定の申請人若しくは関係人又は参考人の陳述の要旨を明らかにしておかなけばならない。

5 前項の調書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

6 第三百三十三条第二項の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

(調書等の閲覧)

2 第三百三十三条第一項本文の規定による公告があつた時から第百四十四条第一項の規定により筆界特定の申請人に対する通知がされるまでの間、筆界特定登記官に対し、当該筆界特定の手続において作成された調書及び提出された資料（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧を請求することができる。この場合において、筆界特定登記官は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他の正当な理由がない。

2 筆界特定登記官は、前項の閲覧について、日時及び場所を指定することができます。

(第三節 筆界特定)

(筆界調査委員の意見の提出)

2 第百四十二条 筆界調査委員は、第百四十条第一項の期日の後、対象土地の筆界特定のために必

要な事実の調査を終了したときは、遅滞なく、筆界特定登記官に対し、対象土地の筆界特定についての意見を提出しなければならない。

(筆界特定)

2 筆界特定登記官は、前項の規定による公告をした時から筆界特定をするまでの間に、筆界特定の申請人及び関係人に對し、あらかじめ期日及び場所を通知して、対象土地の筆界について、意見を述べ、又は資料（電磁的記録を含む。）を提出する機会を与えることとする。

3 筆界特定登記官は、前項の期日において、適切と認める者に、参考人としてその知つている事実を陳述させることができる。

4 筆界特定登記官は、第一項の期日に立ち会うものとする。この場合において、筆界特定の申請人若しくは関係人又は参考人に對し質問を發することができる。

5 前項の調書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

6 第三百三十三条第二項の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

(筆界特定の通知等)

2 第三百三十三条第一項本文の規定による公告があつた時から第百四十四条第一項の規定により筆界特定の申請人に対する通知がされるまでの間、筆界特定登記官に対し、当該筆界特定の手続において作成された調書及び提出された資料（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧を請求することができる。この場合において、筆界特定登記官は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他の正当な理由がない。

2 筆界特定登記官は、前項の閲覧について、日時及び場所を指定することができます。

(第四節 雜則)

(手続費用の負担等)

2 第百四十六条 筆界特定の手続における測量に要する費用その他の法務省令で定める費用（以下この項において「手續費用」という。）は、筆界特定の申請人の負担とする。

2 筆界特定の申請人が二人ある場合において、その一人が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であり、他の一人が他方の土地の所有権登記名義人等であるときは、各筆界特定の申請人は、等しい割合で手続費用を負担する。

3 筆界特定の申請人が二人以上ある場合において、その全員が対象土地の一方の土地の所有権登記がない一筆の土地にあつては第二十七条第三号の持分。次項において同じ。の割合に応じて手続費用を負担する。

(筆界確定訴訟の判決との関係)

2 筆界確定訴訟に於ける民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えが提起された後、当該訴えに係る筆界について筆界特定がされたときは、裁判所は、当該訴えに係る訴訟において、訴訟関係を明瞭にするため、登記官に対し、かつて関係人に通知しなければならない。当該筆界特定に係る筆界について民事訴訟の送付を嘱託することができる。民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えが提起された後、当該訴えに係る筆界について筆界特定がされたときは、同様とする。

(筆界確定訴訟の判決との関係)

2 筆界確定がされた場合において、当該筆界特定に係る筆界について民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判決が確定したときは、当該筆界特定は、当該判決と抵触する範囲において、その効力を失う。

(筆界特定書等の写しの交付等)

2 筆界特定の申請人が二人ある場合において、その二人が対象土地の一方の土地の所有権登記等（以下「等」という。）の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付を請求することができる。

2 筆界特定手続記録（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧を請求するところができない。ただし、筆界特定書等以外のものについては、請求人が利害関係を有する部分に限る。
3 第百十九条第三項及び第四項の規定は、前二項の手数料について準用する。
（法務省令への委任）

第七章 雜則
（情報の提供の求め）
第一百五十一条 この章に定めるもののほか、筆界特定申請情報の提供の方法、筆界特定手続記録の公開その他の筆界特定の手続に關し必要な事項は、法務省令で定める。
（登記識別情報の安全確保）
第一百五十二条 登記官は、職権による登記をし、又は第十四条第一項の地図を作成するために必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、その対象となる不動産の所有者等（所有権が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財團を含む。）をいう。）に関する情報の提供を求めることができる。
（登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らしてはならない。）
（行政手続法の適用除外）
第一百五十三条 登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。
（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）
第一百五十四条 登記簿等及び筆界特定書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。
（個人情報の保護に関する法律の適用除外）
第一百五十五条 登記簿等に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定す

る保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。
（審査請求）
第一百五十六条 登記官の処分に不服がある者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。
（審査請求は、登記官を経由してしなければならない。）
（審査請求事件の処理）
第一百五十七条 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、
2 相當の処分をしなければならない。
2 登記官は、前項に規定する場合を除き、審査請求の日から三日以内に、意見を付して事件を前条第一項の法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。この場合において、当該法務局又は地方法務局の長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。
3 前条第一項の法務局又は地方法務局の長は、
3 处分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害關係人に通知しなければならない。
4 前条第一項の法務局又は地方法務局の長は、前項の処分を命ずる前に登記官に仮登記を命ずることができる。
5 前条第一項の法務局又は地方法務局の長は、
5 審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する处分を命じなければならない。
6 前条第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分等」とあるのは、「審査等」と、
（検査の妨害等の罪）
第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、改正後の不動産登記法（以下「新法」という。）第百二十七条及び附則第二条第四項の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
（経過措置）
第二条 新法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不動産登記法（以下「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。
2 この法律の施行前にした旧法の規定による処分、手続その他の行為は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の適用については、新法の相当規定によつてしたものとみなす。
第三条 新法第二条第五号及び第九号、第十二条、第五十一条第五項及び第六項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）並びに

（両罰規定）
第一百六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百六十条又は前条の違法行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。
（過料）
第一百六十四条 第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項（第四十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第三項若しくは第四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条、第五十八条第六項若しくは第七項、第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十七条第三第四項の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠つたときは、十万円以下の過料に処する。
2 第七十六条の五の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠つたときは、五万円以下の過料に処する。
（附則）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、改正後の不動産登記法（以下「新法」という。）第百二十七条及び附則第二条第四項の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
（経過措置）
第二条 新法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不動産登記法（以下「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。
2 この法律の施行前にした旧法の規定による処分、手続その他の行為は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の適用については、新法の相当規定によつてしたものとみなす。
第三条 新法第二条第五号及び第九号、第十二条、第五十一条第五項及び第六項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）並びに

より取り扱う事務として法務大臣が指定した事務について、その指定の日から適用する。

2 前項の規定による指定は、告示してしなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に旧法第二百五十二条第一項の規定を受けている登記所において電子情報処理組織により取り扱うべきこととされている事務については、この法律の施行の日に第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

4 第一項の規定による指定が受けている事務については、旧法第十四条から第十六条ノ二まで、第二十一条第一項（登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二十四条ノ二第一項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

5 第一項の規定による指定がされるまでの間ににおける前項の事務についての新法の適用については、新法本則（新法第二条第六号、第十五条及び第二十五条第二号を除く。）中「登記記録」とあるのは「登記簿」と、新法第二条第六号及び第二十五条第二号中「登記簿及び登記記録」とあるのは「登記簿」と、新法第二条第八号及び第二十一条第一項の規定によると読み替えることは、「登記簿」である。

6 第二十二条第一項の規定は、第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条ノ二第一項の閉鎖登記簿を含む。）とする。

7 新法第二百十九条第四項の規定は、第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条ノ二第一項（第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二百四十二条第一項において準用する場合を含む。）の手数料の納付について準用する。この場合において、新法第二百十九条第四項中「第一項及び第二项」とあるのは、「附則第三条第四項によりなおその効力を有することとされる旧法第二十一条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）」と同様とする。

り指定を受けたものとみなされるものを含む。）を受けていない事務については、適用しない。

第四条 前条第一項の規定による指定（同条第三項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）がされた際現に登記所に備え付けてある当該指定を受けた事務に係る閉鎖登記簿については、旧法第二十四条ノ二第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第二百十九条第四項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条ノ二第三項において準用する旧法第二十二条第一項（手数料の納付について準用する。この場合において、新法第二百十九条第四項中「第一項及び第二项」とあるのは「附則第三条第四項によりなおその効力を有することとされる旧法第二十一条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）」と同様とする。

り指定を受けたものとみなされるものとみなされるものを含む。）がされた際現に登記所に備え付けてある当該指定を受けた事務に係る閉鎖登記簿については、旧法第二十四条ノ二第三項の規定は、なおその効力を有する。

		第二十条登記識別	第二十一条登記識別	第二十二条登記識別	第二十三条登記識別	第二十四条登記識別	第二十五条登記識別	第二十六条登記識別	第二十七条登記識別	第二十八条登記識別
だし書	第二十条登記識別									
第二十条登記識別	第二十一条登記識別									
第二十一条登記識別	第二十二条登記識別									
第二十二条登記識別	第二十三条登記識別									
第二十三条登記識別	第二十四条登記識別									
第二十四条登記識別	第二十五条登記識別									
第二十五条登記識別	第二十六条登記識別									
第二十六条登記識別	第二十七条登記識別									
第二十七条登記識別	第二十八条登記識別									
第二十八条登記識別										

	第一条の登記識別	第二十条登記識別	第二十一条登記識別	第二十二条登記識別	第二十三条登記識別	第二十四条登記識別	第二十五条登記識別	第二十六条登記識別	第二十七条登記識別	第二十八条登記識別
第六条	新法第十八条第一号の規定は、登記所ごとに同号に規定する方法による登記の申請をすことができる登記手続として法務大臣が指定した登記手続について、その指定の日から適用する。	第一項の登記識別	第一項の登記識別	第一項の登記識別	第一項の登記識別	第一項の登記識別	第一項の登記識別	第一項の登記識別	第一項の登記識別	第一項の登記識別
第七条	前条第一項の規定による指定を受けた登記手続において、同項の規定による指定がされた後、旧法第六十条第一項若しくは第六十一条の規定により還付され、若しくは交付された登記の申請に係る登記識別情報を登記簿に記載する。	第一項の登記識別	第二十条登記識別	第二十一条登記識別	第二十二条登記識別	第二十三条登記識別	第二十四条登記識別	第二十五条登記識別	第二十六条登記識別	第二十七条登記識別
第八条	この法律の施行前にされた登記の申請について、なお従前の例による。	第二十条登記識別	第二十一条登記識別	第二十二条登記識別	第二十三条登記識別	第二十四条登記識別	第二十五条登記識別	第二十六条登記識別	第二十七条登記識別	第二十八条登記識別
第九条	不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）附則第五条第一	第二十九条若しくは第六十条第一項若しくは第六十一条の規定により還付され、若しくは交付された登記識別情報を登記簿に記載する。	第一項の登記識別	第二十条登記識別	第二十一条登記識別	第二十二条登記識別	第二十三条登記識別	第二十四条登記識別	第二十五条登記識別	第二十六条登記識別

(施行期日)	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二六年六月一三日法律第六	第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
(施行期日)	(経過措置の原則)
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又は不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお從前の例による。 (訴訟に関する経過措置)	第五条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立て提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお從前の例による。
第三十一条 (罰則に関する経過措置)	第三十一条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提出されたものについては、なお從前の例による。

(施行期日) 第二条 附 則 (平成二九年六月二日法律第四五	第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
二号)	二号抄
(施行期日) 第三条 附 則 (平成三十一年七月一三日法律第七	第三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第百三十三条の二、第百三十三条の三、第百六十七条の二、第百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
二号)	二号抄
(施行期日) 第四条 附 則 (令和元年五月三一日法律第一六	第四条 第二条並びに附則第十条、第十三十三条、第十四条、第十七条、第十八条及び第二十三十三条から第二十六条までの規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

二号)	二号抄
(施行期日) 第五条 附 則 (平成三十一年七月一三日法律第七	第五条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第百三十三条の二、第百三十三条の三、第百六十七条の二、第百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
二号)	二号抄
(施行期日) 第六条 附 則 (令和元年五月三一日法律第一六	第六条 第二条並びに附則第十条、第十三十三条、第十四条、第十七条、第十八条及び第二十三十三条から第二十六条までの規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。
二号)	二号抄

二号)	二号抄
(施行期日) 第七条 附 則 (令和元年五月三一日法律第一六	第七条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
二号)	二号抄
(施行期日) 第八条 附 則 (令和元年一二月一一日法律第七	第八条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
二号)	二号抄

(施行期日)	この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二号)	二号抄
(施行期日) 第一条 附 則 (平成三十一年七月一三日法律第七	第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条の二、第百三十三条の三、第百六十七条の二、第百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
二号)	二号抄
(施行期日) 第二条 附 則 (令和元年五月三一日法律第一六	第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。
二号)	二号抄

二号)	二号抄
(施行期日) 第三条 附 則 (平成三十一年七月一三日法律第七	第三条 第一百四十五条の改正規定（「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで」を「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで」と読み替える）を削る部分に限る。）、第十九条の改正規定（「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで」を「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで、第三百五十条第一項第二項第一号から第三百五十条第一項第二項第一号まで」と読み替える）を削る部分に限る。
二号)	二号抄
(施行期日) 第四条 附 則 (令和元年五月三一日法律第一六	第四条 第一百四十五条の改正規定（「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで」を「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで、第三百五十条第一項第二項第一号から第三百五十条第一項第二項第一号まで」と読み替える）を削る部分に限る。）、第十九条の改正規定（「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで」を「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで、第三百五十条第一項第二項第一号から第三百五十条第一項第二項第一号まで」と読み替える）を削る部分に限る。
二号)	二号抄

二号)	二号抄
(施行期日) 第五条 附 則 (平成三十一年七月一三日法律第七	第五条 第一百四十五条の改正規定（「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで」を「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで、第三百五十条第一項第二項第一号から第三百五十条第一項第二項第一号まで」と読み替える）を削る部分に限る。）、第十九条の改正規定（「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで」を「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで、第三百五十条第一項第二項第一号から第三百五十条第一項第二項第一号まで」と読み替える）を削る部分に限る。
二号)	二号抄
(施行期日) 第六条 附 則 (令和元年五月三一日法律第一六	第六条 第一百四十五条の改正規定（「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで」を「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで、第三百五十条第一項第二項第一号から第三百五十条第一項第二項第一号まで」と読み替える）を削る部分に限る。）、第十九条の改正規定（「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで」を「同法第三百四十五条から第三百四十九条まで、第三百五十条第一項第一号から第三百五十条第一項第一号まで、第三百五十条第一項第二項第一号から第三百五十条第一項第二項第一号まで」と読み替える）を削る部分に限る。
二号)	二号抄

く)に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定
布の日

二及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五十五条、第六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二十九条の改正規定(戸籍の)の下に「正本及び」を加える部分を除く。)に限り、第十九条から第二十一条まで、第二十条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第三十五条の改正規定(「条例を含む。」を削る部分に限る。)を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八
(号)抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 (令和五年六月一六日法律第六三
(号)抄 (施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定 第二十二条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十二条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十一条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二十二条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十二条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十一条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(公示送達等の方法に関する経過措置)

第二条 次に掲げる法律の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達、送达又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送达又は通知については、なお従前の例による。

一から十一まで 略

十二 第五十六条の規定による改正後の不動産登記法第三十三条第二項

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八
(号)抄 (施行期日)